

## 愛知県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

### (通則)

第1 愛知県看護師等養成所運営費補助金(以下「補助金」という。)は、愛知県地域医療介護総合確保基金を一部活用し、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所(以下「養成所」という。)の教育内容の向上を図るための運営事業(以下「看護師等養成所運営事業」という。)、看護師資格を取得できる環境を整備するための3年課程導入促進事業(以下「看護師養成所3年課程導入促進事業」といい、准看護師養成所から看護師養成所3年課程の移行準備に必要な専任教員及び事務職員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。)、助産師養成を促進するための助産師養成所開校促進事業(以下「助産師養成所開校促進事業」といい、助産師養成所の設置準備に必要な専任教員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。)、看護基礎教育を充実するための看護師養成所修業年限延長促進事業(以下「看護師養成所修業年限延長促進事業」といい、看護師養成所の修業年限の延長に伴い必要となる専任教員を配置し、円滑な移行に向けたカリキュラムの作成等を行うものとする。)、新任の専任教員に対する研修体制の構築を促進するための新任看護教員研修事業(以下「新任看護教員研修事業」といい、新任の専任教員に求められる能力(教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など)に関する研修を行うものとする。)、すでに教員となっている看護教員養成講習会(教務主任養成講習会を含む)未受講者の受講を促進するための看護教員養成講習会参加促進事業(以下「看護教員養成講習会参加促進事業」といい、看護教員養成講習会に教員を受講させるものとする。)及び助産師養成所における演習及び実習体制の充実を図るための助産師学生実践能力向上事業(以下「助産師学生実践能力向上事業」といい、助産師学生の実践能力向上を図るために演習及び実習を行うものとする。)の実施に必要な経費に対し、予算の範囲内において養成所の設置者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象及び補助額)

第2 この補助金は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について交付する。

#### (1) 次に掲げる者が行う看護師等養成所運営事業

- (ア) 日本赤十字社
- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 厚生農業協同組合連合会
- (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (オ) 健康保険組合及びその連合会
- (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (キ) 学校法人及び準学校法人
- (ク) 医療法人
- (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (コ) 独立行政法人

ただし、上記のうち(キ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除き、(ク)及び(ケ)については、同法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けているものに限るものとする。(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程通信制にあってはこの限りではない。)

#### (2) 次に掲げる者が行う看護師養成所3年課程導入促進事業

- (ア) 日本赤十字社
- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 厚生農業協同組合連合会
- (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (オ) 健康保険組合及びその連合会
- (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (キ) 学校法人及び準学校法人
- (ク) 医療法人
- (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (コ) 独立行政法人
- (サ) その他愛知県知事が認める者

ただし、看護師養成所3年課程の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。また、上記のうち(キ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除く。

(3) 次に掲げる者が行う助産師養成所開校促進事業

- (ア) 日本赤十字社
- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 厚生農業協同組合連合会
- (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (オ) 健康保険組合及びその連合会
- (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (キ) 学校法人及び準学校法人
- (ク) 医療法人
- (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (コ) 独立行政法人
- (サ) その他愛知県知事が認める者

ただし、助産師養成所の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。また、上記のうち(キ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除く。

(4) 次に掲げる者が行う看護師養成所修業年限延長促進事業

- (ア) 市町村
- (イ) 日本赤十字社
- (ウ) 社会福祉法人
- (エ) 厚生農業協同組合連合会
- (オ) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (カ) 健康保険組合及びその連合会
- (キ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (ク) 学校法人及び準学校法人
- (ケ) 医療法人
- (コ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (サ) 独立行政法人
- (シ) その他愛知県知事が認める者

ただし、上記のうち(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除き。(ケ)及び(コ)については、同法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けているものに限るものとする。

(5) 次に掲げる者が行う新任看護教員研修事業

- (ア) 日本赤十字社
- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 厚生農業協同組合連合会
- (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (オ) 健康保険組合及びその連合会
- (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (キ) 学校法人及び準学校法人
- (ク) 医療法人
- (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (コ) 独立行政法人
- (サ) その他愛知県知事が認める者

ただし、上記のうち(キ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除き、(ク)及び(ケ)については、同法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けているものに限るものとする。(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程通信制にあつてはこの限りではない。)

(6) 次に掲げる者が行う看護教員養成講習会参加促進事業

- (ア) 日本赤十字社
- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 厚生農業協同組合連合会
- (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (オ) 健康保険組合及びその連合会
- (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (キ) 学校法人及び準学校法人
- (ク) 医療法人
- (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (コ) 独立行政法人
- (サ) その他愛知県知事が認める者

ただし、上記のうち(キ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除き、(ク)及び(ケ)については、同法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けているものに限るものとする。(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程通信制にあつてはこの限りではない。)

(7) 次に掲げる者が行う助産師学生実践能力向上事業

- (ア) 日本赤十字社
- (イ) 社会福祉法人
- (ウ) 厚生農業協同組合連合会
- (エ) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (オ) 健康保険組合及びその連合会
- (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (キ) 学校法人及び準学校法人
- (ク) 医療法人
- (ケ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (コ) 独立行政法人
- (サ) その他愛知県知事が認める者

ただし、上記のうち(キ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定す

る学校を除く。

2 補助対象経費は、別表1に定める経費とし、次により算出した額を補助する。

(1) 別表2に定める基準額と別表1に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

(3) (2)の補助基本額に別表3の補助率を乗じて得た額を交付額とする(算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(申請手続)

第3 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、看護師等養成所運営事業については別紙様式1、看護師養成所3年課程導入促進事業については別紙様式4、助産師養成所開校促進事業については別紙様式6、看護師養成所修業年限延長促進事業については別紙様式8のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書等の提出期限は、別に定める。

(申請の取下げ)

第4 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第5 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事に変更承認申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りではない。

(1) 事業に要する経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内のもの

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 前項の変更承認申請は、看護師等養成所運営事業については別紙様式1、看護師養成所3年課程導入促進事業については別紙様式4、助産師養成所開校促進事業については別紙様式6、看護師養成所修業年限延長促進事業については別紙様式8に変更承認を受けようとする内容を記載し、交付決定を受けた内容を朱書きした書面を提出して行うものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第6 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事にその理由を記載した書類1部を提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、看護師等養成所運営事業については別紙様式2、看護師養成所3年課程導入促進事業については別紙様式5、助産師養成所開校促進事業については別紙様式7、看護師養成所修業年限延長促進事業については別紙様式9のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

#### （補助金の交付）

第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することがある。

#### （財産処分の制限）

第9 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期限は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）」に定められている期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格が、単価50万円（民間団体にあつては単価30万円）以上の機械及び器具とする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があつたときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### （関係書類の整備）

第10 補助事業者は、規則第10条に規定する関係書類を整備し、事業完了後5年間保存するものとする。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに知事に報告しなければならない。提出部数は1部とする。

2 前項の報告があつた場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

#### （実施細則）

第12 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。